



現場が知っておきたい 税務訴訟入門

新連載

弁護士
木山 泰嗣

税理士補佐人制度がスタートして7年が経過していますが、税務訴訟に携わった経験のある税理士はまだ少数です。経営者や経理担当者も「中小企業には関係ない」という方がほとんどではないでしょうか。しかし、実際に裁判まで至らないにしても、税務訴訟を理解し、日常業務にその視点が加わることは、税務リスクの軽減に繋がります。そこで今回は、基礎知識を一から解説するのではなく、

ストーリーに沿って必要事項を解説し、楽しみながら読み進めるうちに税務訴訟について学んで頂けるよう工夫しました。初めは難しいと感じるかもしれませんが、回を追うごとに税務訴訟への理解を深めていただけるもの確信しています。

*本連載の事例編に使用した人物名・会社名等はすべて架空のものであります。

第1回 税務訴訟って何だろう？

事例編

内藤取締役：山口先生の話によると、処分されるのは時間の問題だそうです。我が社としては看過しがたい金額です。株主の目もありますし、税務署の見解に従ってよいのか緊急に意思決定する必要が出てまいりました。

野口社長：大変なことになったんやなあ。で、山口先生って誰や。

内藤取締役：だ、誰って、当社の顧問税理士です。山口先生には所轄税務署の厳しい調査に敢然と立ち向かっていただいています。

野口社長：そうなんやあ。そういえば。いわれてみれば、そうだった気もするわ。すっかり忘れとった。

内藤取締役：創立50年の我が社の歴史の中で、これほど巨額の追徴課税がされるのは初めてのことです。しっかりしてくださいよ。社長。

野口社長：まあしょうがないんちゃうか。税務署がいうんやから。で、ナンボや。その追徴なんとかは。

内藤取締役：山口先生が所轄税務署から聞いた話をまとめて試算した表がこちらにございます。予想される追徴課税額は、本税だけでも35億円を超えるようです。

野口社長：どひゃあ。そんなにとられるんか。アホくさ。そりゃもつと早よういわんと。

内藤取締役：何度か取締役会でも話しています。

野口社長：そやったか。初めて聞いた気がするわ。まあええ。いずれにしても、35億も税金納める必要

があるということやな。まいったわ。映画でやってはったよなあ。『マルサの女』やったかな、あれ。なあ、内藤くん。

内藤取締役：『マルサの女』という映画は査察の話だったかと。我が社は、脱税したわけではありません。

野口社長：なんや、脱税ちゃうんか。驚かすなよ。はあ、びっくりしもた。でも安心やわ。脱税やったら、ワシもブタ箱行きかと心配したちゅうねん。

内藤取締役：脱税ではありません。行政上の課税処分を受けるおそれがあるのです。いま問題になっているのは、刑事事件ではありません。

野口社長：なんやあ、じゃあ安心やないか。税務署がいうなら仕方ないやんけ。35億円はイタイけど、おかみかいうんやから納めるしかないやろ。

内藤取締役：我が社には3,000人を超える株主がいるんですよ。そんなに安易に、内容も検討せずに従ってしまっているんですか。

野口社長：なんや。わしを責めるんか。株主だって税金なんやから文句いわないやろ。憲法の勉強してないんやな、内藤くんは。日本の国民には、納税の義務ちゅうもんがあるんや。企業も当然、利益を出したら税金納める。それが企業の社会的責任や。

内藤取締役：一般論としてはおっしゃるとおりです。けれど、社長。山口先生は、今回の税務署の見解はおかしいといっています。我が社は一部上場会社ですよ。裁判所で争えば勝てたかもしれないのに、争

わなかったとなれば、株主代表訴訟をされるリスクもあるのではないですか。

野口社長：おかみにたてつき、裁判所にも迷惑かけるんか。内藤くん、君はいったい何が不満なんや。株主やって、税務署の指導に従って税金納めるんやから文句いうことないんちゃうか。心配しすぎやわ。

内藤取締役：お言葉ですが、社長。大阪のナスノ商事の裁判はご存じですよ。

野口社長：なんの裁判や。ナスノ商事つちゆうたら、一部上場の大手商社やないか。裁判なんて知らんよ。聞いてないわ。

内藤取締役：ナスノ商事は、去年の9月に大阪高等裁判所で勝訴しました。役員に支払った退職金をめぐって課税で提訴し、みごと、国に勝訴したのです。地裁でも高裁でも国が敗訴。追徴課税が全額取り消されたそうです。

野口社長：ホンマかいな。その話。税金の裁判で、国を負かす裁判官がいてはるのか。日本の裁判官も骨のあるのがあるんやなあ。驚いたわ。でも、それは例外やろ。勝てるつちゆうなら、考えてもええけどな。

内藤取締役：山口先生の話だと、最近では勝訴率が15%くらいあるそうです。

野口社長：ほお。驚きやね。でも、さすがに35億円の税金は無理やろ。そのナスノ商事の裁判はナンボや。

内藤取締役：ナスノ商事の裁判は退職金課税でしたので、1億円もいっていなかったと思います。数千万円だったかと。

野口社長：そやろ。そやあ。いくらなんでも35億円の税金を取り消す裁判官なんておらへんやろ。変な欲だしたらダメやで。裁判なんて起こしたら、かえって君の心配する株主におこられるわ。総会で質問攻めにあうわ。こわ～。

内藤取締役：35億円以上の追徴課税が取り消された裁判が過去にあったらどうしますか。

野口社長：そしたら考えるわ。仕方ないやろ。裁判で勝てるなら株主だって文句いう可能性あるわ。そしたら、過去の税金の裁判リサーチせえ。山田税理士に聞いてみたらええんちゃうか。まあ、そんなケースはないやろうけどな。

内藤取締役：……。

野口社長：な、なんや。勝ったケースがあるんか。

内藤取締役：そこまではわかりません。何度もいいますけど、我が社の顧問税理士は山口先生です。

野口社長：そや。山口先生や。なんや、それでこわい顔してたんやな。そんな怒らなくてもええやろ。山田でも山口でも変わらへんやろ。

内藤取締役：かしこまりました。確認してみます。

…野田社長。

野口社長：野田やない、ワシは野口や！

(次回につづく)

解説編

1 処分

内藤取締役の発言

「処分されるのは時間の問題だそうです。」

(1) 取消訴訟中心主義

税務訴訟と呼ばれるものの大半は、「**処分取消訴訟**」しょうぶんとりけしそしょうです。

処分取消訴訟というのは、行政庁が行った処分につ

いて、不服がある場合に、裁判所にその取消しを求める訴訟のことです（行政事件訴訟法3条2項）。

処分取消訴訟は、行政訴訟の1類型で、課税処分の取消しを求める裁判に限られるわけではありません。たとえば、建築許可処分の取消訴訟、医療法に基づく病院開設中止の勧告処分の取消訴訟などもあります。

こうした行政訴訟の1類型としての「処分取消訴訟」を、税務署長が行う課税処分を争うときにも利用することになります。

行政庁が行った行為の違法性を争う場合には、処分取消訴訟のほかにも、「無効等確認訴訟」（行政事件訴訟法3条4項）や「義務付け訴訟」（同法3条6項）などを利用する方法もあります。

もっとも、行政事件訴訟法は、処分取消訴訟を利用することが大原則と考えています。無効等確認訴訟や義務付け訴訟などは、処分取消訴訟では目的が達成できないような場合に限り、例外的に認められるに過ぎないのです。これを、**取消訴訟中心主義**といいます。行政訴訟のメインメニューは、あくまで「取消訴訟」なのです。

なお、平成16年に行政事件訴訟法が改正されました。この改正は、42年ぶりの大改正ともいわれており、行政訴訟のメニューも増えました。

増えたメニューは、「義務付け訴訟」や「差止め訴訟」などです（平成16年の改正行政事件訴訟法で明文化されました）。

今後、税務訴訟では、こうした新しいメニューの活用が積極的になされることが期待されていますが、要件のハードルが高いため、改正後も、中心は「取消訴訟」になっています。

(2) 更正処分の取消訴訟

このように、行政事件訴訟法の定めを受けて、税務訴訟も、課税処分の取消訴訟がメインになっています。

ここにいう課税処分の典型例は、**更正処分**です。確定申告をしたものの、税務調査を経たうえで、税務署が考える正しい税額よりも少ない申告がされていたような場合、確定申告の税額を増額する**更正**がなされることがあります。税務署長が行います。これを**増額更正**といいます。

課税処分の取消訴訟の典型例は、こうした**更正処分**の取消訴訟です。ほかにも、決定処分の取消訴訟などもありますが、まずは典型例をおさえてください（課税処分などの具体例については、次回以降に詳しい解説をする予定です）。

(3) 「処分」の意味

本件は、どうやら課税処分を受ける可能性が濃厚の

ようです。野口社長と内藤取締役の会話を聞いていると、おそらく35億円を超える（増額）更正処分がなされるのでしょうか。

ところで、いままで「処分」、「しょぶん」、「シヨブン」と、あたりまえのように繰り返してきましたが、そもそも「処分」って何なのでしょう？

「42インチの液晶テレビを買ったので、10年前に買ったプラズマテレビは処分しよう」というときの、「処分」とはもちろん違います。

実は、ここでいう「処分」というものは、**行政訴訟**を利用することができる場合を限定する意味があるのです。

どういうことか？とといいますと、行政訴訟を提起するためには、行政事件訴訟法が定める「訴訟のメニュー」（訴訟の種類）を使う必要があるということです。

これまでの話ですと、そのメインのメニューは処分取消訴訟でした。この処分取消訴訟、さきほど説明した更正処分であれば、利用することが可能です。つまり、更正処分の取消しを求めて裁判所に訴えを提起することができます。

ところが、たとえば、追徴課税で**延滞税**がかけられた場合に、延滞税の取消しを求める訴訟を提起できるかということ、これは「NO」なのです。

なぜか？とといいますと、延滞税は「処分」で発生するものではないとされているからです（詳しくは、下記1(4)でご説明します）。

延滞税は「処分」で発生するものではないため、延滞税の取消訴訟なるものを提起することはできません。このように、行政庁の行為に対して、不満があれば何でもかんでも訴訟できるのかということ、そうではないのです。

(4) 処分性の議論—延滞税は？—

このように、行政訴訟のメインメニューである「取消訴訟」を提起するためには、まずもって、取消しを求める行政庁の行為が「処分」に該当する必要があります。

これを、講学上、**処分性の議論**と呼びます。税務訴訟では、それほど問題になる場面はありませんが、行

政訴訟の分野では、処分性がないとされるものも多いため、判例が多く、教科書でも頁が割かれる分野です。

ここでは深入りしませんが、結論だけお話しします。

「処分」の定義は、行政事件訴訟法3条2項で「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」をいうと書かれています。

これだけでは、何のことだかよくわかりませんよね。そこで、最高裁の判例が、次のように詳細な定義をしています。

【最高裁第一小法廷昭和39年2月24日判決】

「行政庁の処分」とは、行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味せず、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうちで、その行為により直接国民の権利義務を形成したまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう。

これでも、まだ何のことだかまだよくわからないかもしれません。税務訴訟の実務をお伝えするのがメインの連載ですので、この意味について議論をするのはやめます。

重要な点だけお伝えすると、「その行為により直接国民の権利義務を形成したまたはその範囲を確定することが法律上定められているか」という点が大事です。

さきほどの延滞税ですと、延滞税の発生は、国税通則法という「法律上」、納税義務の成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定すると定められています（国税通則法15条3項6号）。

このように、延滞税は、特別の手續を要しないで確定するとされており、行政庁の行為により、その税額が確定するものではありません。そのため、上記昭和39年最高裁判決の要件を満たさず、「処分」性がないと解されているのです。

なお、延滞税に処分性がなく、延滞税の処分取消訴訟ができないといっても、本税である更正処分が取り消されれば、これに付随して発生する延滞税も当然に根拠を失うため、返還されます。

2 税務署の見解

内藤取締役の発言

「株主の目もありますし、税務署の見解に従ってよいのか緊急に意思決定する必要が出てまいりました」

所轄税務署は、税務調査を行ったうえで、正しい税額が申告されていないと考えた場合、まずその旨（**税務署の見解**）を納税者（本件の場合には会社）に伝えます。

そして、その内容に不服がない場合には、税務署の見解に従い、**修正申告**をすることになります。

これに対して、税務署の見解に納得が行かない場合には、修正申告はせず、更正処分などの処分を受けることになります。ここで注意していただきたいのは、「**修正申告をしてしまうと、争えなくなる。**」ということです。修正申告をすると、その修正申告どおりの税額が確定してしまいます。自らその税額でよいことを追認したことになり、争うことはできなくなります。十分に注意が必要です。

なお、税務署の見解といっても、通常は職員から口頭ベースでの説明がある程度です。そのため、正確な処分の理由を納税者（会社）が知ることはできないことがほとんどです。

処分の理由は、青色申告の場合には、更正などの処分のときに簡潔に記載されます。白色申告の場合には、処分の際にも理由は付記されません。

いずれにしても、詳細な処分の理由を知るためには、**異議申立て**や**審査請求**といった不服申立て手續を行い、その結果（異議決定や裁決）をみる必要があります（こうした不服申立て手續の詳細は、次回以降に解説します。）。

税務署の見解といっても、処分をされる直前の段階では、はっきりとした理由まで知ることができないのが実態です。したがって、そうした状況で税務署の見解に従い、修正申告をしてよいのかについては、十分な検討をしなければなりません。

3 税務調査

内藤取締役の発言

「山口先生には所轄税務署の厳しい調査に敢然と立ち向かっていただいています」

税務調査という言葉は、一般にも広く知られているため、税理士以外の方もなんとなくはイメージができると思います。あるいは、実際に勤務先や、(自営業の方などの場合)ご自身が、「税務調査を受けた経験がある」という方もいらっしゃるかもしれません。

この税務調査は、さきほど解説した更正処分などの行政処分を行うために行われる調査です。あくまで行政処分を行うための調査(行政調査)ですから、いわゆる脱税などの刑事事件(逮捕され起訴され、有罪か無罪かが裁判所で審理されるもの)での立件を目的としてなされるものではありません(この点については、下記7で解説します)。

具体的には、質問検査権という税務署職員に法律上認められた権限に基づき行われます(所得税法234条、法人税法153条等)。

この質問検査権は、各個別の租税に関する調査について必要があるときに行うことができるものです。「必要があるとき」というのは、客観的な必要性が認められるときという意味で、必要性の認定は、租税職員の自由な裁量に委ねられているわけではありません。そこで、税務調査といえども、何でもかんでも質問や検査ができるのではなく、「必要性」を満たす質問・検査のみが適法な調査になります(最決昭和48年7月10日判決)。

税務調査を受ける際には、聞かれたこと全てに答える必要はありません。行政調査は、任意調査ですので、受身で臨むと税務署職員のペースに引きずられるおそれがあります。

税務調査を受けた際には、その質問は、「どういう必要性から行われているのか」を意識し、疑問があればこちらから問いただすくらいの姿勢が必要です。

ぜひとも、「必要性」の視点は覚えておいてください。

4 追徴課税

内藤取締役の発言

「これほど巨額の追徴課税がされるのは初めのことです。」

新聞やニュースで、「〇〇建設、法人税〇〇億円の申告漏れ。追徴課税される」といったものをみかけるかと思います。

確定申告をし、申告書に記載した税額の納税は完了していた。…としても、本件のように税務調査があり、追徴課税を迫られることがあります。

こうした場合、具体的には何を追徴されるのでしょうか？

税金のシステムを定めた「国税通則法」という法律は、こうした追徴課税の場合に、単に増額された本税を納めればよしとするのではなく、ペナルティ的な税金も用意しています。

いわゆる^{ふたいぜい}附帯税というもので、加算税、延滞税といったものがあります。本税とは別に、たとえば少なくとも申告した分の10%を^{ふか}過少申告加算税として賦課されたり、全額を納めるのが遅れた分について遅延利息的なものを延滞税としてとられたりします(附帯税の詳細は、次回以降に解説します)。

これは、当初の確定申告のときに、少なく申告しても、後から税務調査で発覚した場合に、不足分を納めればよいという甘い考えが蔓延することを防ぐためです。これを専門家は、「申告納税制度の定着と発展を図るため」などと表現します。日本の税金システムが、納税者自身に適正な税額の申告をする制度を採用しているため、「申告はきちんとやってくださいね」ということです。

5 追徴課税の内容

内藤取締役の発言

「予想される追徴課税額は、本税だけでも35億円を超えるようです」

4で追徴課税についてお話しました。

ここで内藤取締役が、「本税だけでも」といっているのは、4で説明した附帯税（加算税、延滞税）が別途生じることを含んでいます。

また、以上の「本税+加算税+延滞税」は、いずれも、**国税**（国に納める税金。所得税、法人税、相続税などの総称。本件で追徴される本税は、法人税の可能性が高いです。）でした。

これらに加えて、追徴が生じた場合には、国税に連動して**地方税**も増額することになります。

「追徴課税」といった場合、とりあえずの説明として、税額が最も多く、軸になる本税の額のみを取り上げて、「**本税だけでも〇〇億円**」などということがあります。実際には、それ以外に、加算税、延滞税、地方税などが付加的に発生することになります。

「追徴課税額」という言葉を耳にしたときには、その範囲を確認することが重要です。

6 査察と脱税

内藤取締役の発言

『マルサの女』という映画は査察の話だったかと。我が社は、脱税したわけではありません」

国税査察官の名を世に知らしめたのが『マルサの女』でした。

脱税（これを法律用語では「**ほ脱**」と呼ぶこともあります）事案の場合には、国税局査察部が**強制捜査**を行うことになります。強制捜査は、行政調査と異なり、任意調査ではありません。

裁判官の**令状**をとった上で、強制的に調査に乗り込まれることになります。いわゆる**令状主義**が適用される場面です。「令状主義」というのは、強制捜査を行

うためには、司法官憲（裁判官）が発した令状を得たうえで行わなければならないという、刑事訴訟法上の原理原則です。

脱税事案（ほ脱事案）では、国税局査察部の強制捜査の後、国税局が検察官に**告発**をします。告発を受けると、検察官が捜査を開始し、最終的には**起訴**をするかしないかの判断をすることになります。

こうした脱税事案（ほ脱事案）は、いわゆる**刑事事件**になるため、懲役や罰金などの**刑事罰**が課され、有罪が確定すれば**前科**になります。

7 行政上の課税処分

内藤取締役の発言

「行政上の課税処分を受けるおそれがあるのです。いま問題になっているのは、刑事事件ではありません」

野口社長は、脱税事案だと勘違いしていたようです。脱税事案になると、取調べのために**逮捕・勾留**されることも出てきます。

このように、**税務調査（行政調査）**と**査察（強制調査）**は、全く異なるものですが、世間一般では、あまり違いが理解されていないことも多いようです。

私どもも、税務訴訟の専門事務所で、課税処分（行政処分）の取消訴訟を数多く担当しておりますが、あくまで行政事件（民事事件の1種）の専門家であり、脱税事件（刑事事件）を担当しているわけではありません（念のため）。

8 納税の義務

野口社長の発言

「日本の国民には、納税の義務つちゆうもんがあるんや。」

法学部卒の方でなくても、「**納税の義務**」という言葉は、小学生や中学生のころに、「**社会**」の授業などで聞いたことがある方が多いと思います。

いわゆる憲法が定める「国民の三大義務」というものです。具体的には次のとおりです。

【国民の三大義務】

- ① 子どもに教育を受けさせる義務（憲法26条2項）
- ② 勤労の義務（憲法27条1項）
- ③ 納税の義務（憲法30条）

税金は国家が行政活動をするための財源です。今日の福祉国家（国が国民に行政サービスをすることが求められる国家観のこと）においては、年金を始めとして、私たち国民が国から多くのサービスを受けています。

その財源にもなる税金を納めるのは、国民として当然です。そのことを定めたのが、憲法30条です。

もっとも、憲法30条には、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と書かれています。納税の義務といっても、あくまで「法律」で定められた税金に限られるわけです。これは、いわゆる**租税法主義**という近代民主国家の大前提も意味しています。

租税法主義というのは、起源はイギリスの**マグナカルタ**に遡るものです。世界史の授業で聞いたことがあるかもしれません。マグナカルタは、国王から課税権を奪い、税金を決めるのは国民の代表者である議会（国会）であることを謳った**民主主義**の基本理念です。

日本国憲法でも、84条で「あらたに租税を課し、又は現行の租税法を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定められています。

租税法主義は、税金の要件と手続は、法律（国会）で定めなければならないというルールです。この租税法主義があるため、法律ではない**通達**（行政庁内部の命令）で課税をしてよいかという問題（**通達課税の問題**）などが登場します（詳細は、次回以降に解説します。）。

9 株主代表訴訟のリスク

内藤取締役の発言

「裁判所で争えば勝てたかもしれないのに、争わなかったとなれば、株主代表訴訟をされるリスクもあるのではないですか」

上場企業においては、常に念頭に置かなければならないのが**株主代表訴訟**です。

株主代表訴訟は、会社の役員が任務懈怠などによって、会社に損害を及ぼした場合に、その回復を求め、株主が会社を代表して役員に対し責任追及をする制度です（会社法847条。**責任追及等の訴え**）。

近年、株主代表訴訟は増加しています。のみならず、最高裁を含めた裁判所が、役員に巨額の損害賠償責任を負わせる判決を言い渡す例が増えています。

こうした今日の判例の傾向と、下記10及び11で説明する**税務訴訟**の勝訴率の上昇を考えますと、野口社長のように「おかみがいうことだから」という抽象的な理由だけで、争わない判断をした場合、「**税務訴訟で争えば課税処分が取り消されたはずだ**」などとして、**株主代表訴訟を提起されるリスク**がないとはいえません。

いまのところは、税務訴訟をしなかったことについて、役員が代表訴訟を提起されたという例は見聞きしません。しかし、争わないという判断をするにしても、きちんとした検討もしないで済ませてしまった場合、後に株主代表訴訟をされるリスクは否定できません。また、株主代表訴訟まではされないにしても、株主総会で株主から厳しい質問にさらされるおそれはあります。**株主に対する説明責任**という観点からも、争う、争わないはともかく、**経営陣が課税処分の適否と訴訟の可能性について、きちんとした資料をもとに検討したという過程を残しておくことが極めて重要**になります。

税務訴訟の連載ですので、会社法の判例の紹介まではしませんが、いわゆる「**経営判断の原則**」（取締役等の役員は、合理的に検討された資料・事実関係に基づき意思決定をする限りは、著しく不合理な判断でない限りは、原則としてその判断は裁量事項として尊重さ

れるという判例法上のルール)の適用場面になります。

したがって、課税処分を受ける場合には、税務訴訟の専門事務所に相談をし、意見書やオピニオンをとるなどして、合理的な意思決定の証拠を残しておくことが大切です。

10 税務訴訟の勝敗

内藤取締役の発言

「地裁でも高裁でも国が敗訴。追徴課税が全額取り消されたそうです」

日本の裁判は三審制を採用しています。三審制といっても、上告審は限定的な絞りがかけられているため、「実質的には三審制ではないという意見」もあります。

もっとも、これは見方の問題で、形式的には、第1審(地方裁判所)で敗訴しても高等裁判所に控訴することができ、控訴審で敗訴しても最高裁に上告することができます(詳細は、次回以降に解説します)。

これは納税者側も国側も同じです。内藤取締役が語っている事件は、どうやら1審、2審ともに納税者が勝訴したようです。

国は敗訴した場合、控訴・上告することが多いですが、控訴ないし上告の理由がないと判断する場合には、上級審(控訴審・上告審)への不服申立てを断念する場合もあります。本件はおそらく、国が上告を断念し

たのでしょう。

課税処分が取り消され、追徴課税の還付を受けるためには、どこかの進級で1回だけ勝訴すればよいものではありません。

追徴課税の還付を受けるためには、勝訴判決(取消判決)が確定する必要があります。地裁で勝訴したとしても、高裁や最高裁で敗訴し、敗訴判決が確定してしまうと還付を受けることはできないのです(判決の確定については、次回以降に詳細を解説します)。

11 税務訴訟の勝訴率

内藤取締役の発言

「最近では勝訴率が15%くらいあるそうです」

税務訴訟の勝訴率(請求額全額が認容された全部勝訴判決のみならず、請求額の一部のみが認容された一部勝訴判決も含みます)は、毎年、国税庁がHPで統計資料を発表しています(国税庁長官官房企画課「税務統計—不服審査・訴訟事件関係—」)。

直近のデータですと、平成19年度で納税者の勝訴率が14.2%です。なお、納税者勝訴率の過去最高値は、平成18年度の17.9%だといわれています。

この数字を高いとみるか、低いとみるかは、見方次第ですが、納税者の勝訴率が上昇していることは確かといえます。

コラム1「退職金課税の勝訴判例」

内藤取締役が大阪の上場会社が退職金課税で勝訴したという話をしていました。この事件は架空の事件ですが、実際に昨年、大阪地裁及び大阪高裁で、上場会社が退職金課税で勝訴した判決があります。

それは、大阪地裁平成20年2月29日判決(判例タイムズ1267号196頁)とその控訴審である大阪高裁平成20年9月10日判決(公刊物未登載)です。

事案の概要は、上場会社であるX社が、執行役員(従業員)が執行役(旧商法下における委員会等設置会社による)に就任した際に支給した退職金(一時金)を退職所得(税優遇があり給与所得より税額が相当低くなります)として源泉徴収をしたところ、Y税務署長が、勤務実態に変化が

ない以上、「退職」ということはできず、当該一時金は賞与であり「給与所得」に該当するとして処分をしたというものです。

結論としては、大阪地裁・大阪高裁ともに、X会社の主張を認め、「退職所得」であると判断しました。

退職金課税については、この事案以外にも、代表取締役が監査役に就任する際に支払われた退職金や、従業員が執行役員(委任契約)に就任する際に支払われた退職金の問題など、実に様々な問題があります。

退職金を支給する場合、税務リスクに細心の注意を払う必要があります。